

2025年5月8日

株 主 各 位

東京都港区新橋四丁目21番3号
スターシーズ株式会社
代表取締役社長 植 杉 泰 久

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://starseeds.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スターシーズ」又は「コード」に当社証券コード「3083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、議案に対する賛否をご入力の上、2025年5月22日（木曜日）午後6時30分までに議決権をご行使ください。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2025年5月22日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月23日（金曜日）午前11時
2. 場 所 東京都江東区亀戸二丁目19番1号
亀戸文化センター・カメラアホール
（開催時刻ならびに開催場所が前回と異なっております。開催場所は末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第36期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件（1）
第2号議案 新設分割計画承認の件（2）
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役5名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件
第7号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

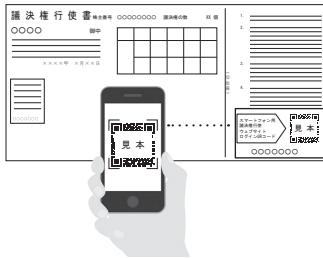
◎株主の皆様へ株主総会後にご郵送いたしました株主通信は、廃止することといたしました。また、決議ご通知につきましてもご郵送を取り止め、当社ウェブサイトでの掲載のみとすることといたします。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

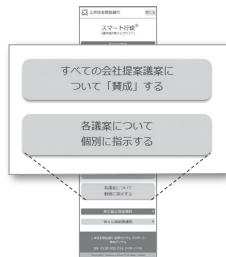
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

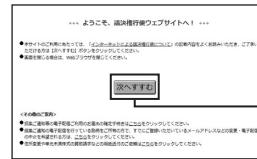
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

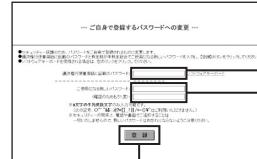
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年3月1日～2025年2月28日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、インバウンド需要の増加もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な国際情勢を背景とした原材料価格・エネルギー価格の高騰や急激な為替変動により、世界経済への影響が懸念されており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは2024年4月に掲げたパーパスである「時代の先駆者として明るい世の中を創造する」を目指して、下記の取り組みを実施してまいりました。

(衣料品雑貨小売事業)

・スターシーズ株式会社

郊外ショッピングセンターやモールでミドルプライス衣料品の販売を主たる事業として展開するセレクト事業では、商品面においては、前期消化率の高かった商品群の中でブランドではバイカー系、カジュアルではストリート系の商材を増やしました。またオリジナル商品に関しては少数でも対応できるメーカーを中心にオーダーを行いました。

販売面においては粗利率改善を目的として値引きを抑制し、月毎に強化商品を決定し全店での販売を強化しました。また予約会、ポイント2倍、ノベルティの配布等の施策も行いました。新たな取り組みとしてはYouTuberの1日店長企画を行い、フォロワーの方々に広くアプローチを行いました。結果としては、YouTuberの店長企画は好調でしたが、最近の1点単価の上昇が顧客に浸透するまでに時間が掛かり、また一部で仕入れの偏りもみられたことにより、購買層の幅を絞ってしまう影響等も出たことが購入顧客数の低下を招き、その他につきましても明確な効果が出せず、前年を大きく下回る結果となりました。

セレクト事業の店舗展開においては、当連結会計年度における出店はなく、退店は13店舗、当連結会計年度末の店舗数は「METHOD」11店舗、「流儀圧搾」4店舗、「FACETASM」1店舗の合計16店舗となりました。

都心部ファッションビルや百貨店で衣料品の販売を主たる事業として展開するブランド事業では、商品面においては、上期はコアな商品群を増やし、お客様へのアプローチを強化しました。下期は生産量を

増やして一般顧客層の取り込みを図るべく、サイズ及び商品バリエーションの見直しを行いました。

販売面においては各店に「PRAMS ORDER」を導入し、実店舗、EC双方の売り逃し防止を図り売上の向上及び在庫の効率化に取り組みました。また新規のお客様の拡大を目指し、実店舗では新規会員向けのキャンペーン、SNS発信、コミュニティFMでのCM等の取り組みを積極的に行いました。

結果としては上記の施策の効果が見られ、ブランドを支持していただいている会員売上比率が向上し、客単価も向上しました。しかしながら、残暑や暖冬等の天候要因に対応すべく今までの経験を活かし商品軸では手を打ちましたが、来店客数に関しては下期に多少の改善が見られたものの、一般消費者の買い上げを大きく向上させるまでには至りませんでした。

ブランド事業の店舗展開においては、当連結会計年度における出店は1店舗、退店は3店舗、当連結会計年度末の店舗数は「TORNADO MART」11店舗、「TORNADO MART WORLD」4店舗、「HIGH STREET」7店舗、「BLUE TORNADO」1店舗の合計23店舗となりました。

・株式会社チチカカ

郊外ショッピングセンターやモールでエスニックカジュアル衣料品・雑貨の販売を主たる事業として展開するチチカカでは、商品面においては、チチカカらしい魅力的な刺繍を多く取り入れた特色の強いアイテムを顧客に更に訴求すべく高価格帯の「RICO」シリーズとして上期より販売を開始しました。また男女兼用アイテムの増加、オケーションに対応できる雑貨の提案、食品メーカーであるカルビーとのコラボレーション等を行い、新規顧客層の拡大に取り組みました。販売面においてはメンバーズ会員向けのイベント回数を増やし、固定客の獲得を目指しました。

「RICO」シリーズに関しましては、高価格帯ではありますが、当社を認識していただいているお客さまには刺繍も多いことで大変好評だった商品でしたが、新規のお客様まで訴求することに予想以上に時間が掛かり、一般消費者まで思うように浸透しませんでした。結果として、商品クオリティーと価格のバランス修正も含めたマーケティング戦略の見直しが求められることとなりました。

店舗展開においては、当連結会計年度における出店はなく、退店は1店舗、当連結会計年度末の店舗数は「チチカカ」32店舗、「アウトレット」1店舗の合計33店舗となりました。

上記施策の結果により、ブランド毎に客単価は向上、また値引き率の抑制により売上総利益率は改善したものの全体としては異常気象及び物価上昇による低調な消費マインドの影響による客数減少をカバーするには至らず、売上高は前期を下回る結果となりました。

今後は、問題点の明確化・対策の実施を更に推し進め、顧客満足度の向上及び収益改善を目的として、構造改革に取り組んでまいります。

(ビルメンテナンス事業)

・株式会社ミヤマ

ビルメンテナンスを主たる事業として展開するミヤマでは、当連結会計年度において長年請け負っていた大型ホテルとの契約が1件終了したことを踏まえ、ホテルメンテナンス事業の補強に注力し、新規契約の獲得を積極的に推進してまいりました。その結果、当該期間中には、新規契約の積み上げにより、事業

全体としては売上高が前期比で微増となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は51億10百万円（前期比は7.6%減）、営業損失は2億82百万円（前期は1億3百万円の損失）、経常損失は3億60百万円（前期は1億55百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は5億30百万円（前期は3億32百万円の損失）となりました。

2025年2月期の配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

なお、当社は2024年5月24日開催の第35期定時株主総会の決議により、2024年11月1日をもって商号を「株式会社シーズメン」から「スターシーズ株式会社」に、本店の所在地を東京都中央区から東京都港区に変更いたしました。

<商品別売上高>

| 商 品 別 | 金 額（百 万 円） | 構 成 比（％） | 前連結会計年度比（％） |
|------------------------|------------|----------|-------------|
| シ ャ ツ | 338 | 6.6 | 73.0 |
| ニ ッ ト （セーター・トレーナー等） | 2,691 | 52.7 | 105.3 |
| ボ ト ム ス | 481 | 9.4 | 89.2 |
| ブ ル ゾ ン | 545 | 10.7 | 57.0 |
| 小 物 ・ 雑 貨 | 463 | 9.1 | 72.1 |
| そ の 他 | 226 | 4.4 | 61.2 |
| 衣 料 品 等 事 業 計 | 4,746 | 92.9 | 85.8 |
| ビ ル メ ン テ ナ ン ス 事 業 | 363 | 7.11 | - |
| 合 計 | 5,110 | 100.0 | 92.4 |

<地区別売上高>

| 地 区 別 | 金 額（百 万 円） | 構 成 比（％） | 前連結会計年度比（％） |
|-----------|------------|----------|-------------|
| 北 海 道 | 294 | 5.8 | 90.5 |
| 東 北 | 170 | 3.3 | 64.6 |
| 関 東 | 2,495 | 48.8 | 88.0 |
| 中 部 | 928 | 18.2 | 140.8 |
| 近 畿 | 725 | 14.2 | 87.9 |
| 中 国 ・ 四 国 | 304 | 6.0 | 94.1 |
| 九 州 | 191 | 3.7 | 62.2 |
| 合 計 | 5,110 | 100.0 | 92.4 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は48百万円で、その主なものは次のとおりです。

イ. 当連結会計年度中の設備の増加

本社移転に伴う建物附属設備等の増加であります。

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

本社移転に伴う旧本社固定資産の除却、並びに店舗退店による固定資産の除却であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に第三者割当による株式の発行、新株予約権の発行による資金の調達を次のとおり行いました。

| | |
|------------------|---------|
| 株式の発行 | 4億48百万円 |
| 新株予約権の発行 | 67百万円 |
| 新株予約権の行使による株式の発行 | 83百万円 |

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第33期 (2022年2月期) | 第34期 (2023年2月期) | 第35期 (2024年2月期) | 第36期 (2025年2月期) (当連結会計年度) |
|--|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 4,163 | 6,305 | 5,530 | 5,110 |
| 経常損失 (△) (百万円) | △149 | △250 | △155 | △360 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | 157 | △302 | △332 | △530 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | 54.71 | △104.90 | △115.45 | △131.16 |
| 総資産 (百万円) | 2,045 | 2,428 | 1,899 | 2,263 |
| 純資産 (百万円) | 1,108 | 851 | 483 | 589 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 372.36 | 283.25 | 167.80 | 125.14 |

(注) 当社では、第33期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第33期 (2022年2月期) | 第34期 (2023年2月期) | 第35期 (2024年2月期) | 第36期 (2025年2月期) |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高 (百万円) | 2,519 | 4,057 | 3,697 | 3,273 |
| 経常損失 (△) (百万円) | △222 | △131 | △43 | △411 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円) | △294 | 78 | △260 | △515 |
| 1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△) (円) | △102.32 | 27.34 | △90.52 | △127.37 |
| 総 資 産 (百万円) | 1,131 | 1,641 | 1,460 | 1,504 |
| 純 資 産 (百万円) | 655 | 779 | 484 | 584 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 215.32 | 258.44 | 167.92 | 124.11 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 |
|----------|---------------------------|----------|
| 株式会社チチカカ | 1,000万円 | 100% |
| 主な事業内容 | エスニックファッション及びエスニック雑貨の輸入販売 | |

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 |
|---------|--------------|----------|
| 株式会社ミヤマ | 2,000万円 | 100% |
| 主な事業内容 | 総合ビルメンテナンス事業 | |

(注) 当社は、2024年8月9日に株式会社ミヤマの全発行済株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 |
|----------|------------------------------|----------|
| 株式会社MF 6 | 2,125万円 | 60% |
| 主な事業内容 | SNS及びインターネットによる小売並びにECサイトの運営 | |

(注) 当社は、2025年1月20日に株式会社MF 6の発行済株式の60%を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

2026年2月期(2025年3月1日～2026年2月28日)の見通しにつきましては、原材料価格や人件費の高騰による物価上昇や金融政策の変更による金利上昇に加え、米国新政権の政策についての不確実性もあり、先行き不透明な状況が継続するものと認識しております。

1. 事業収益の改善

当社グループは、衣料品・小売等事業においては、ブランド力及び知名度の向上による市場での優位性の確立を図るため、SNS等、各種媒体による情報発信の強化を図るとともに、オリジナル商品の開発や他社とのコラボ企画による独自性の高い商品展開を進めてまいります。

また、新たな事業展開として、当第4四半期連結会計期間においてSNSでのライブコマースによるアンティーク販売を主たる事業とする株式会社MF6の株式を取得して連結子会社化しております。

「MF6」ブランドは、主にヨーロッパ各国から輸入したアンティーク商材というニッチな市場において、SNS上で10万人超えという飛躍的なフォロワー獲得を果たし、熱烈なファン層を確立していることもあり、当社グループの業績向上に貢献するものと考えております。

また、系統用蓄電池事業への参入など、新規事業の開拓によりグループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 運転資金の確保

当連結会計年度末の現金及び預金2億81百万円を保有しております。また、当連結会計年度の新株予約権の未行使残も43,180個(4,318,000株)を有していることから、十分な運転資金を確保していると考えております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しているものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当社グループは、こうした経営課題について迅速な対策を実施し、健全経営に努めることによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。また、役員及び従業員は、法令、社会規範、社内規則等を遵守し、公正かつ誠実に行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

当社は、当連結会計期間において、ビルメンテナンス事業を営む株式会社ミヤマ及びSNSでのライブコマースによるアンティーク販売を主たる事業とする株式会社MF 6を連結子会社化いたしました。また、作業録画ソリューション「テモトル」の事業を譲受け、DXコンサルティング事業といたしました。

当社グループの現在の主要な事業内容は以下のとおりです。

①衣料品雑貨小売等事業

国内の百貨店やファッションビル、ショッピングモールを中心に出店し、また、自社ECサイト、SNSにて通信販売を行っております。

| 区 分 | 店 舗 名 |
|----------|--|
| 当社 | METHOD (メソッド) 流儀圧搾 (りゅうぎあっさく) FACETASM (ファセッタズム) TORNADO MART (トルネードマート) TORNADO MART WORLD (トルネードマートワールド) HIGH STREET (ハイストリート) BLUE TORNADO (ブルートルネード) |
| 株式会社チチカカ | チチカカ |

| 区 分 | 主 な EC サ イ ト 及 び SNS (I n s t a g r a m 等) |
|----------|--|
| 当社 | 流儀圧搾 ONLINE SHOP TORNADO MART ONLINE STORE instagram @tornadomart.official |
| 株式会社チチカカ | チチカカオンラインショップ |
| 株式会社MF 6 | @mf6.inc |

②ビルメンテナンス事業

株式会社ミヤマ

清掃・設備管理・環境衛生管理・消防設備保守管理業務の請負

③その他事業

当社

DXコンサルティング事業

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

① 当社

本社 東京都港区新橋四丁目21番3号
店舗 39店舗

| 地 区 別 | 店 舗 数 | 都 道 府 県 別 |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 北 海 道 | 1店 | 北海道1店 |
| 東 北 | 1店 | 宮城県1店 |
| 関 東 | 17店 | 東京都7店 神奈川県3店 千葉県3店 埼玉県2店 栃木県1店 群馬県1店 |
| 中 部 | 7店 | 愛知県5店 静岡県2店 |
| 近 畿 | 8店 | 大阪府6店 兵庫県2店 |
| 中 国 | 3店 | 山口県1店 岡山県1店 広島県1店 |
| 九 州 | 2店 | 熊本県1店 鹿児島県1店 |

(注) 当社は、2024年11月1日付で、本店を東京都中央区から東京都港区へ移転しております。

② 子会社

株式会社チチカカ

本社 東京都港区新橋四丁目21番3号
店舗 33店舗

| 地 区 別 | 店 舗 数 | 都 道 府 県 別 |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 北 海 道 | 6店 | 北海道6店 |
| 東 北 | 3店 | 岩手県1店 山形県2店 |
| 関 東 | 10店 | 東京都2店 神奈川県2店 千葉県1店 埼玉県3店 栃木県1件 茨城県1店 |
| 中 部 | 4店 | 愛知県1店 静岡県1店 石川県1店 福井県1店 |
| 近 畿 | 3店 | 大阪府1店 京都府1店 和歌山県1店 |
| 中 国 | 3店 | 広島県1店 岡山県1店 鳥取県1店 |
| 四 国 | 2店 | 高知県1店 香川県1店 |
| 九 州 | 2店 | 長崎県1店 沖縄県1店 |

(注) 株式会社チチカカは、2024年11月1日付で、本店を東京都中央区から東京都港区へ移転しております。

株式会社ミヤマ

本社 長野県上田市御嶽堂320番地2
支店 長野県東御市、佐久市、北佐久郡、東京都港区

株式会社MF6

本社 東京都江戸川区東葛西八丁目39番36号
支店 神奈川県横浜市

(7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|-------------|
| 衣料品・小売等事業 | 162 (117) 名 | ▲47名 (▲14名) |
| ビルメンテナンス事業 | 25 (56) 名 | － |
| その他事業 | 0 (0) 名 | － |
| 合計 | 187 (173) 名 | － (－) |

- (注) 1. 使用人数は社員(契約社員を含む)就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. ビルメンテナンス事業及びその他事業は、当連結会計年度より新たに開始したため、前連結会計年度比増減を記載しておりません。合計につきましても前連結会計年度との単純な比較が適切でないため記載しておりません。

②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 101 (48) 名 | 18名減(8名減) | 45.6歳 | 10.0年 |

- (注) 使用人数は社員(契約社員を含む)就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

①当社

| 借入先 | 借入額 |
|--------|-------|
| 西武信用金庫 | 42百万円 |

②子会社 株式会社チチカカ

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|--------|
| 株式会社横浜銀行 | 265百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 114百万円 |
| 株式会社滋賀銀行 | 49百万円 |
| 株式会社北陸銀行 | 20百万円 |

③子会社 株式会社ミヤマ

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|--------|
| 株式会社八十二銀行 | 201百万円 |
| 上田信用金庫 | 17百万円 |
| 長野県信用組合 | 13百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の現況 (2025年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,531,200株
- (2) 発行済株式の総数 4,190,800株
- (3) 株主数 2,035名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------|----------|--------|
| 株式会社 Blue Lagoon | 814,500株 | 19.43% |
| 日本証券金融株式会社 | 355,300株 | 8.47% |
| 株式会社 SBI証券 | 243,522株 | 5.81% |
| 齊藤和伸 | 199,100株 | 4.75% |
| 楽天証券株式会社 | 167,500株 | 3.99% |
| 長崎裕太 | 136,100株 | 3.24% |
| 西村浩 | 88,000株 | 2.09% |
| 布山高士 | 87,500株 | 2.08% |
| 中村吉伸 | 70,000株 | 1.67% |
| 株式会社 DMM.com証券 | 63,100株 | 1.50% |

(注) 持株比率は、自己株式 (162株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は2024年3月11日開催の臨時株主総会及び2024年6月13日開催の取締役会の決議にもとづき、取締役 (社外取締役を除く。) 2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年6月13日付で普通株式 26,000株を発行いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2024年3月11日開催の臨時株主総会の決議にもとづき、第三者割当の方法により、新株式 1,120,000株を発行いたしました。

3. 新株予約権等の状況

2024年3月11日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した第三者割当による新株予約権

| | |
|--------------------|---|
| 新株予約権の総数 | 44,800個 |
| 新株予約権の発行価額 | 総額67,200,000円（新株予約権1個当たり1,500円） |
| 新株予約権の発行による潜在株式数 | 4,480,000株 |
| 新株予約権の発行による資金調達の内訳 | 2,307,200,000円 (内訳) 新株予約権発行分 67,200,000円 新株予約権行使分 2,240,000,000円 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株につき 500円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2024年3月15日から2026年3月13日まで |
| 新株予約権の割当先 | 第三者割当の方法により以下のとおり割り当てた 株式会社Blue lagoon 38,080個 株式会社秀和建工 6,720個 |

(注) 「新株予約権の発行による資金調達の額」に記載の額は、すべての新株予約権が行使されたときの払込み金額の合計です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-----------|--|
| 代表取締役会長 | 泉 信彦 | 株式会社チチカカ取締役 TCA株式会社取締役 株式会社ミヤマ取締役 株式会社フォーサイド取締役 |
| 代表取締役社長 | 植 杉 泰 久 | 株式会社チチカカ代表取締役社長 TCA株式会社代表取締役社長 ship shape合同会社 代表社員 |
| 取締役 | 保 住 光 良 | 当社管理本部長 株式会社チチカカ取締役 TCA株式会社取締役 株式会社ミヤマ監査役 |
| 取締役 | 迫 田 さ や か | 同志社大学経済学部准教授 公益財団法人中辻創智社評議員 |
| 取締役 | 堺 夏 美 | 株式会社エス・イ・インターナショナル代表取締役社長 |
| 監査役 (常勤) | 高 橋 博 一 | 株式会社チチカカ監査役 TCA株式会社監査役 |
| 監査役 | 山 川 貴 嗣 | 山川公認会計事務所 代表 株式会社エスマット (旧株式会社スマートショッピング) 常勤監査役 |
| 監査役 | 滝 川 好 夫 | 関西外国語大学教授 神戸大学名誉教授 博士 (経済学) ひょうご経済研究所理事 ゆうちょ財団評議員 日本製麻株式会社社外取締役 (監査等委員) |

- (注) 1. 取締役迫田さやか氏及び取締役堺夏美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山川貴嗣氏及び監査役滝川好夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山川貴嗣氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外監査役山川貴嗣氏並びに滝川好夫氏及び社外取締役迫田さやか氏並びに堺夏美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|---|
| 牧野大輔 | 2024年5月24日 | 任期満了 | 当社営業本部長 株式会社チチカカ（現TCA株式会社）取締役 株式会社スピックインターナショナル（現株式会社チチカカ）取締役 |
| 堀中章弘 | 2024年5月24日 | 任期満了 | 株式会社チチカカ（現TCA株式会社）取締役 株式会社スピックインターナショナル（現株式会社チチカカ）取締役 |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月8日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の方針並びに手続きを踏まえて決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①. 基本方針

取締役（社外取締役を除く、以下同じ）の報酬は、中長期的な企業価値及び業績の向上に対する意欲を高め、株主価値向上に資するインセンティブとして機能することを目的とする。

取締役の報酬体系は、役位及び職責にもとづく「基本報酬」、業績連動報酬としての「役員賞与」並びに中長期インセンティブとしての「株式報酬」をもって構成する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

②. 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の「基本報酬」は固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に考慮して決定し、月例で支給する。社外取締役についても同様とする。

③. 業績連動報酬等に関する決定方針

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の事業計画に対する目標達成度合に応じてその額を算出し、毎年一定の時期に「役員賞与」として支給する。

④. 非金銭報酬等に関する決定方針

取締役に対して、中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、以下の決定方針に従い、「株式報酬」としてストックオプション（新株予約権）を付与する。

各取締役にストックオプションを付与する時期及びその個数は、株主総会において基本報酬及び役員賞与と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績を総合的に考慮のうえ取締役会において決定する。

⑤. 個人別の報酬等における種類ごとの割合に関する決定方針

報酬の種類別の割合は、中長期的な企業価値向上に貢献し、かつ株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、株主総会において承認を得た各々の報酬上限額の範囲内において、最も適切な支給割合となることを方針とする。

⑥. 決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

各取締役の具体的な「基本報酬」及び「賞与」の金額については、定時株主総会終了後に開催する取締役会において、その決定を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名に委任する旨を決議する。

代表取締役会長及び代表取締役社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、各取締役の報酬額案を策定し、社外取締役並びに社外監査役に諮問したうえで、各取締役の報酬額を決定する。

社外取締役の報酬額については、代表取締役会長、代表取締役社長が社外監査役に諮問したうえで決定する。

(6) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 報酬額の総額 (百万円) | 報酬額の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|-----------------|------------------|-------------|-------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭的 報酬等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 59 (4) | 44 (4) | — (—) | 14 (—) | 7 (2) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 11 (4) | 11 (4) | — (—) | — (—) | 3 (2) |
| 合 計 (うち社外役員) | 70 (8) | 55 (8) | — (—) | 14 (—) | 10 (4) |

- (注) 1. 上表には、2024年5月24日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、2024年5月24日開催の第35期定時株主総会において、社外取締役を除く当社の取締役に対して譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することを決議しており、総額は年額1億円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（社外取締役を除く）です。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額1億60百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。また金銭報酬とは別枠で、2018年5月25日開催の第29期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額として年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年5月23日開催の第18期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
5. 取締役会は、代表取締役会長泉信彦及び代表取締役社長植杉泰久に取締役の個人別の基本報酬及び社外取締役を除く業績連動報酬額の決定を委任しております。グループ全体の業績等を勘案しつつ各担当取締役の貢献度を適切に判断、評価するためには代表取締役2名に委任することが適切であると判断しており、決定にあたり社外取締役及び社外監査役にも意見を求めることとしております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役並びに社外監査役の重要な兼職の状況は、(1)取締役及び監査役の状況に記載のとおりであります。また、各兼職先と当社との間には、開示すべき特別の関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----------|-----------|--|
| 社 外 取 締 役 | 迫 田 さ や か | 当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。経済学・社会学の学識経験者としての専門的な知識と経験を活かした、助言、発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための役割を果たしております。 |
| 社 外 取 締 役 | 堺 夏 美 | 当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と財務における幅広い知識を有し、意思決定の妥当性・適正性を確保するために有用な助言・提言を行い、取締役の業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。 |
| 社 外 監 査 役 | 山 川 貴 嗣 | 当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 滝 川 好 夫 | 当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。大学教授、経済学者としての豊富な経験、知見を活かし、取締役会において適宜必要な発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 監査法人やまぶき

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務
に係る報酬等の額 25,900千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 25,900千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告します。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,527,243 | 流 動 負 債 | 1,049,424 |
| 現 金 及 び 預 金 | 281,961 | 買 掛 金 | 260,133 |
| 売 掛 金 | 355,548 | 短 期 借 入 金 | 256,576 |
| 商 品 | 767,218 | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 216,868 |
| そ の 他 | 132,515 | 未 払 費 用 | 132,048 |
| 貸 倒 引 当 金 | △10,000 | 未 払 法 人 税 等 | 72,833 |
| | | 賞 与 引 当 金 | 10,892 |
| | | 契 約 負 債 | 8,994 |
| | | そ の 他 の 引 当 金 | 692 |
| | | そ の 他 | 90,385 |
| 固 定 資 産 | 736,693 | 固 定 負 債 | 625,306 |
| 有 形 固 定 資 産 | 84,654 | 長 期 借 入 金 | 252,189 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 57,379 | 資 産 除 去 債 務 | 367,745 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 484 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 4,151 |
| 土 地 | 25,505 | そ の 他 | 1,221 |
| リ ー ス 資 産 | 821 | 負 債 合 計 | 1,674,730 |
| そ の 他 | 463 | 純 資 産 の 部 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 51,317 | 株 主 資 本 | 504,420 |
| の れ ん | 38,756 | 資 本 金 | 325,712 |
| そ の 他 | 12,560 | 資 本 剰 余 金 | 709,845 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 600,721 | 利 益 剰 余 金 | △531,026 |
| 投 資 有 価 証 券 | 127,048 | 自 己 株 式 | △110 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 458,643 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 3,384 |
| そ の 他 | 20,028 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 3,384 |
| 貸 倒 引 当 金 | △5,000 | 新 株 予 約 権 | 64,770 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 16,631 |
| | | 純 資 産 合 計 | 589,206 |
| 資 産 合 計 | 2,263,937 | 負 債 純 資 産 合 計 | 2,263,937 |

連 結 損 益 計 算 書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高 | 5,110,179 |
| 売 上 原 価 | 2,348,933 |
| 売 上 総 利 益 | 2,761,246 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 3,043,281 |
| 営 業 損 失 | 282,034 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 699 |
| 受 取 補 償 金 | 1,475 |
| 債 務 免 除 益 | 4,996 |
| そ の 他 | 3,376 |
| | 10,548 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 9,937 |
| 為 替 差 損 | 3,181 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 15,000 |
| 株 式 交 付 費 | 58,378 |
| そ の 他 | 2,514 |
| | 89,010 |
| 経 常 損 失 | 360,496 |
| 特 別 損 失 | |
| 減 損 損 失 | 46,962 |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 | 62,912 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 3,562 |
| | 113,437 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | 473,934 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 58,090 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △1,342 |
| | 56,748 |
| 当 期 純 損 失 | 530,682 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | 530,682 |

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 流動資産 | 1,049,624 | 流動負債 | 321,101 |
| 現金及び預金 | 259,162 | 買掛金 | 132,399 |
| 売掛金 | 138,075 | 一年内返済予定の長期借入金 | 6,012 |
| 商品 | 528,352 | リース債務 | 402 |
| 前払費用 | 27,303 | 未払金 | 24,425 |
| 未収入金 | 17,425 | 未払費用 | 92,504 |
| 関係会社短期貸付金 | 60,000 | 未払法人税等 | 45,885 |
| 立替金 | 111,753 | 賞与引当金 | 8,400 |
| その他 | 13,678 | 契約負債 | 6,876 |
| 貸倒引当金 | △106,126 | その他の引当金 | 162 |
| 固定資産 | 454,752 | その他の他 | 4,034 |
| 有形固定資産 | - | 固定負債 | 598,404 |
| 無形固定資産 | 26,419 | 長期借入金 | 36,620 |
| のれん | 13,859 | リース債務 | 42 |
| 特許権 | 3,140 | 資産除去債務 | 200,478 |
| 商標権 | 2,206 | 債務保証損失引当金 | 361,262 |
| ソフトウェア | 7,213 | 負債合計 | 919,505 |
| 投資その他の資産 | 428,332 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 30,000 | 株主資本 | 520,102 |
| 関係会社株式 | 72,000 | 資本金 | 325,712 |
| 敷金及び保証金 | 324,637 | 資本剰余金 | 709,845 |
| その他 | 1,695 | 資本準備金 | 709,845 |
| 資産合計 | 1,504,377 | その他資本剰余金 | - |
| | | 利益剰余金 | △515,345 |
| | | 利益準備金 | 16,756 |
| | | その他利益剰余金 | △532,101 |
| | | 繰越利益剰余金 | △532,101 |
| | | 自己株式 | △110 |
| | | 新株予約権 | 64,770 |
| | | 純資産合計 | 584,872 |
| | | 負債純資産合計 | 1,504,377 |

損益計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 3,273,322 |
| 売上原価 | 1,488,008 |
| 売上総利益 | 1,785,314 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,060,931 |
| 営業損失 | 275,617 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 431 |
| 受取手数料 | 1,254 |
| 受取補償金 | 1,475 |
| 債務免除益 | 4,996 |
| その他 | 2,505 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 955 |
| 株式交付費 | 58,378 |
| 貸倒引当金繰入額 | 86,011 |
| その他 | 908 |
| 経常損失 | 411,208 |
| 特別利益 | |
| 債務保証損失引当金戻入益 | 41,289 |
| 特別損失 | |
| 減損損失 | 46,962 |
| 店舗閉鎖損失 | 62,912 |
| 固定資産除却損 | 3,562 |
| 税引前当期純損失 | 483,357 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 31,988 |
| 当期純損失 | 515,345 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月30日

スターシーズ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターシーズ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターシーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年4月30日

スターシーズ株式会社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターシーズ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月30日

スターシーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 高 橋 博 一 ㊞
社外監査役 山 川 貴 嗣 ㊞
社外監査役 滝 川 好 夫 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件（1）

1 新設分割を行う理由

当社グループの主要事業であるアパレル事業の衣料品小売業界におきましては、国内物価の上昇に伴って、消費者の生活防衛意識が高まっており、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社においては、ブランド力及び知名度の向上による市場での優位性の確立を図るためSNS等、各種媒体による情報発信の強化を図るとともに、オリジナル商品の開発や他社とのコラボ企画による独自性の高い商品展開を進めてまいりますとともに、グループ会社全体のシナジー効果を高めることや新たな顧客の獲得を推進しておりますが、今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することといたしました。

当社の第1事業部が担うセレクト衣料品等販売事業を新設するEnshin株式会社へ分割承継します。

新体制への移行を通じて、当社は、持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、事業戦略及び財務戦略並びにブランド戦略の立案や、グループの資本効率やリスク管理及び人的資本の強化、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを推進し、グループ企業価値の最大化を図ってまいります。

なお、当社は、本議案に基づく新設分割につきましては、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が発生するものとし、当社は、引き続き持株会社として上場を維持することを予定しております。

2 新設分割の内容

新設分割計画の内容の概要は次のとおりであります。

新設分割計画書（写）

スターシーズ株式会社（以下「分割会社」という。）は、新たに設立するEnshin株式会社（以下「新設会社」という。）に対し、分割会社のセレクト衣料品等販売事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の本店所在地は、東京都港区新橋四丁目21番3号に置く。
2. 新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役の氏名）

新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

- ・設立時取締役 村上剛、弓場由美、上田浩司

第3条（新設会社の設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時監査役は、以下のとおりとする。

- ・ 設立時監査役 高橋博一

第4条（承継する権利義務）

1. 分割会社は、本件新設分割により、本件対象事業に関して分割会社が有する別紙2記載の権利義務を、第6条に定める成立日において、新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
2. 分割会社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として分割会社に交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 資本金の額 | 金 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0円 |

第7条（新設分割設立会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は、令和7年6月1日とする。ただし、分割会社は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第8条（分割承認決議等）

分割会社は、第6条に定める成立日の前日までに、株主総会における本計画の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第9条（競業避止義務）

分割会社は、新設会社が承継する本件対象事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、競業避止義務を負わない。

第10条（本計画の変更等）

分割会社は、本計画作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により分割会社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める株主総会における承認が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

以上

令和7年4月15日

東京都港区新橋四丁目21番3号
スターシーズ株式会社
代表取締役 植 杉 泰 久 ⑧

別紙1 定款

Enshin株式会社定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、Enshin株式会社と称し、英文ではEnshin Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1）衣料品、服飾品及び繊維原材料の製造、加工及び販売

（2）次の商品の販売

イ. 貴金属、宝飾品、化粧品、袋物、はき物

ロ. 家具調度品、室内装飾品、寝具類、日用雑貨、食料品

ハ. 美術工芸品、文具、書籍、楽器、スポーツ用品、室内遊戯品、自動車用部品・付属品、自転車、玩具

（3）前二号に掲げる商品の賃貸、輸出入及び企画並びにそのデザインの利用権、複製権等著作権の賃貸及び売買

（4）不動産、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、管理及びこれらの仲介並びに内装設計の請負

（5）遊技施設、文化・スポーツ教室、プレイガイド及び喫茶・食堂の経営

（6）前各号の業務に関する業務委託及び経営指導

（7）損害保険・賠償責任保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務並びに有価証券の投資及び運用

- (8) 経営に関するコンサルティング業務
- (9) AI（人工知能）を用いた製品及びサービスの企画、設計、開発、販売、運用、保守業務並びに付随するコンサルティング業務
- (10) 人工知能技術開発に資する産学連携推進に関連する業務
- (11) コンピュータソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守業務並びに付随するコンサルティング業務
- (12) 労働者派遣業務
- (13) GX（グリーントランスフォーメーション）に関するサービスの提供及びコンサルティング業務
- (14) 電力の売買及び排出量取引に関する業務
- (15) 古物営業法に基づく古物商及び中古衣類の売買
- (16) 前各号に関連又は付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由によって電子公告による公告を行なうことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（株券の発行に関する定め）

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

（発行可能株式総数）

第7条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第8条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

- 2 前項の場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長いずれも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権の有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長いずれも欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録に同意

の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は1名とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当社成立の日から2026年2月末日までとする。

別紙2 承継権利義務明細表
承継権利義務明細表

成立日において、分割会社が、新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める分割会社の権利義務とする。

1 資産

成立日の前日の終了時において分割会社が所有または保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

現金及び預金、売掛金、棚卸資産（貯蔵品、仕掛品含む）、未収入金（ファクタリングに関するものを除く）、前払費用及びその他の流動資産

(2) 固定資産

建物、構築物、機械装置、工具器具備品、ソフトウェア（仮勘定を含む）、電話加入権、敷金及び保証金、長期前払費用

2 債務

成立日の前日の終了時において存在する分割会社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債及び債務。

(1) 流動負債

買掛金、契約負債、未払金、仮受金、預り金、未払費用、賞与引当金、未払法人税及び住民税並びに未払消費税等の流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金、受入保証金、預かり保証金等の固定資産

3 雇用契約等

分割会社が締結し、かつ成立日の前日の終了時において効力を有する、本件対象事業に従事する分割会社の従業員（但し、本成立日の前日までに分割会社との間で承継対象から除く旨を書面で合意した従業員を除く。）と分割会社との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

4 知的財産権・許認可等

成立日の前日の終了時において、本件対象事業に関する知的財産権、関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能であり、分割会社が新設会社へ承継する必要があると判断したもの。

5 その他の権利義務

本件対象事業に属する雇用契約以外の契約であって、分割会社が契約し、かつ、成立日の前日の終了時において効力を有する契約（当該契約に付随または関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、本件対象事業以外の分割会社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこ

れらに基づいて発生した権利義務は除く。)

上記第1項から第5項の規定にかかわらず、本計画策定後に法令その他の規制上、本新設分割による承継が不可能または著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により分割会社または新設会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

以上

3 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件新設分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割当てられた株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されています。そこで、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社の効率的な管理及び新設分割会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書5条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 新設分割計画承認の件（2）

1 新設分割を行う理由

当社グループの主要事業であるアパレル事業の衣料品小売業界におきましては、国内物価の上昇に伴って、消費者の生活防衛意識が高まっており、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社においては、ブランド力及び知名度の向上による市場での優位性の確立を図るためSNS等、各種媒体による情報発信の強化を図るとともに、オリジナル商品の開発や他社とのコラボ企画による独自性の高い商品展開を進めてまいりますとともに、グループ会社全体のシナジー効果を高めることや新たな顧客の獲得を推進しておりますが、今後の当社グループの成長加速及び事業拡大並びに、より強固な経営基盤の構築を実現するための経営体制として持株会社体制へ移行することといたしました。

当社の第2事業部が担うブランド衣料品等販売事業を新設する株式会社SPICへ分割承継します。

新体制への移行を通じて、当社は、持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上のため、事業戦略及び財務戦略並びにブランド戦略の立案や、グループの資本効率やリスク管理及び人的資本の強化、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを推進し、グループ企業価値の最大化を図ってまいります。

なお、当社は、本議案に基づく新設分割につきましては、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、効力が発生するものとし、当社は、引き続き持株会社として上場を維持することを予定しております。

2 新設分割の内容

新設分割計画の内容の概要は次のとおりであります。

新設分割計画書（写）

スターシーズ株式会社（以下「分割会社」という。）は、新たに設立する株式会社SPIC（以下「新設会社」という。）に対し、分割会社の衣料品ブランド等販売事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

1. 新設会社の本店所在地は、東京都港区新橋四丁目21番3号に置く。
2. 新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役の氏名）

新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

- ・設立時取締役 若見賢一、菅野秋彦、堀中章弘

第3条（新設会社の設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時監査役は、以下のとおりとする。

- ・ 設立時監査役 高橋博一

第4条（承継する権利義務）

1. 分割会社は、本件新設分割により、本件対象事業に関して分割会社が有する別紙2記載の権利義務を、第6条に定める成立日において、新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
2. 分割会社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として分割会社に交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 資本金の額 | 金 10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金 0円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金 0円 |

第7条（新設分割設立会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「成立日」という。）は、令和7年6月1日とする。ただし、分割会社は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第8条（分割承認決議等）

分割会社は、第6条に定める成立日の前日までに、株主総会における本計画の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第9条（競業避止義務）

分割会社は、新設会社が承継する本件対象事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、競業避止義務を負わない。

第10条（本計画の変更等）

分割会社は、本計画作成後成立日に至るまで、天災地変その他の事由により分割会社の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める株主総会における承認が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

以上

令和7年4月15日

東京都港区新橋四丁目21番3号
スターシーズ株式会社
代表取締役 植 杉 泰 久 ⑩

別紙1 定款 株式会社SPIC定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社SPICと称し、英文ではSPIC Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）衣料品、服飾品及び繊維原材料の製造、加工及び販売
- （2）次の商品の販売
 - イ. 貴金属、宝飾品、化粧品、袋物、はき物
 - ロ. 家具調度品、室内装飾品、寝具類、日用雑貨、食料品
 - ハ. 美術工芸品、文具、書籍、楽器、スポーツ用品、室内遊戯品、自動車用部品・付属品、自転車、玩具
- （3）前二号に掲げる商品の賃貸、輸出入及び企画並びにそのデザインの利用権、複製権等著作権の賃貸及び売買
- （4）不動産、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、管理及びこれらの仲介並びに内装設計の請負
- （5）遊技施設、文化・スポーツ教室、プレイガイド及び喫茶・食堂の経営
- （6）前各号の業務に関する業務委託及び経営指導
- （7）損害保険・賠償責任保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務並びに有価証券の投資及び運用
- （8）経営に関するコンサルティング業務

- (9) AI（人工知能）を用いた製品及びサービスの企画、設計、開発、販売、運用、保守業務並びに付随するコンサルティング業務
- (10) 人工知能技術開発に資する産学連携推進に関連する業務
- (11) コンピューターソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守業務並びに付随するコンサルティング業務
- (12) 労働者派遣業務
- (13) GX（グリーントランスフォーメーション）に関するサービスの提供及びコンサルティング業務
- (14) 電力の売買及び排出量取引に関する業務
- (15) 古物営業法に基づく古物商及び中古衣類の売買
- (16) 前各号に関連又は付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

（公告の方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由によって電子公告による公告を行なうことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（株券の発行に関する定め）

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

（発行可能株式総数）

第7条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第8条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

- 2 前項の場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長いずれも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権の有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長いずれも欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査

役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は1名とする。

(監査役の選任)

第28条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す

べき時までとする。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当会社成立の日から2026年2月末日までとする。

別紙2 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

成立日において、分割会社が、新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める分割会社の権利義務とす

る。

1 資産

成立日の前日の終了時において分割会社が所有または保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

現金及び預金、売掛金、棚卸資産（貯蔵品、仕掛品含む）、未収入金（ファクタリングに関するものを除く）、前払費用及びその他の流動資産

(2) 固定資産

建物、構築物、機械装置、工具器具備品、ソフトウェア（仮勘定を含む）、電話加入権、敷金及び保証金、長期前払費用

2 債務

成立日の前日の終了時において存在する分割会社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債及び債務。

(1) 流動負債

買掛金、契約負債、未払金、仮受金、預り金、未払費用、賞与引当金、未払法人税及び住民税並びに未払消費税等の流動負債

(2) 固定負債

退職給付引当金、受入保証金、預かり保証金等の固定資産

3 雇用契約等

分割会社が締結し、かつ成立日の前日の終了時において効力を有する、本件対象事業に従事する分割会社の従業員（但し、本成立日の前日までに分割会社との間で承継対象から除く旨を書面で合意した従業員を除く。）と分割会社との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

4 知的財産権・許認可等

成立日の前日の終了時において、本件対象事業に関する知的財産権、関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能であり、分割会社が新設会社へ承継する必要があると判断したもの。

5 その他の権利義務

本件対象事業に属する雇用契約以外の契約であって、分割会社が契約し、かつ、成立日の前日の終了時において効力を有する契約（当該契約に付随または関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（但し、本件対象事業以外の分割会社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は除く。）。

上記第1項から第5項の規定にかかわらず、本計画策定後に法令その他の規制上、本新設分割による承継が不可能または著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により分割会社または新設会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

以上

3 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件新設分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割り当てられた株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されています。そこで、当社の持株会社体制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社の効率的な管理及び新設分割会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金等の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書5条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社は、第1号議案「新設分割計画承認の件（1）」及び第2号議案「新設分割計画承認の件（2）」に記載のとおり、2025年6月1日をもって、新設分割によって持株会社体制へ移行いたします。

これに伴い、事業目的の変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、新設分割の効力発生日に効力が生じるものとします。

2 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------|--|
| 目的 | 目的 |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むこと、 <u>並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> |
| (1) ～ (15) 号<条文省略> | (1) ～ (15) 号<現行どおり> |
| (新設) | <u>(16) 紳士服・婦人服・子供服の卸及び販売並びに販売代行</u> |
| (新設) | <u>(17) 紳士服・婦人服・子供服のデザインの企画並びに製造</u> |
| (新設) | <u>(18) 衣料雑貨品・靴・鞆・服飾アクセサリ・装身具の卸及び販売並びに販売代行</u> |
| (新設) | <u>(19) 衣料雑貨品・靴・鞆・服飾アクセサリ・装身具のデザインの企画並びに製造</u> |
| (新設) | <u>(20) リビング商品・バス、トイレタリー用品等のインテリア用品・家具及び日用雑貨品の企画、製造、その卸及び販売</u> |
| (新設) | <u>(21) 雑誌等各種出版物の企画、製作及び販売並びに輸出入</u> |
| (新設) | <u>(22) 上記 (16) ～ (21) 号の商品に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びノウハウの使用権及び実施権の取得並びに再使用権及び再実施権の許諾</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <u>(23) 飲食店の経営</u> |
| (新設) | <u>(24) 不動産の売買・賃貸管理及びこれらの仲介業務</u> |
| (新設) | <u>(25) 楽器の販売及びリース業</u> |
| (新設) | <u>(26) 雑貨及び楽器の通信販売</u> |
| (新設) | <u>(27) 古物営業法に基づく古物商</u> |
| (新設) | <u>(28) 中古衣類の販売</u> |
| (新設) | <u>(29) 電子商取引サイト、その他各種ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理</u> |
| (新設) | <u>(30) 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸及び運用</u> |
| (新設) | <u>(31) インターネットを利用した各情報提供サービス業務及び販売のあっせんに関する業務</u> |
| (新設) | <u>(32) インターネットを利用した広告業及び広告代理業</u> |
| (新設) | <u>(33) 古物の売買及び委託販売</u> |
| (新設) | <u>(34) 各種商品の企画、製造、販売、卸売、小売及びアフターメンテナンス業務</u> |
| (新設) | <u>(35) 各種商品の売買の代理業、問屋業、仲立業及び輸出貿易業</u> |
| (新設) | <u>(36) 割賦販売法による前払式特定取引及び信用購入あっせんに関する役務</u> |
| (新設) | <u>(37) 酒類の輸出入、卸売り及び販売</u> |
| (新設) | <u>(38) (29) ～ (37) 号に定める業務に関するコンサルティング業務</u> |
| (新設) | <u>(39) ビルメンテナンス</u> |
| (新設) | <u>(40) 消防設備工事業及び消防設備の保守・点検、並びに消防用具の販売</u> |
| (新設) | <u>(41) ガソリン、灯油、重油、軽油、水等の地下タンクの点検業務</u> |
| (新設) | <u>(42) 警備業</u> |
| (新設) | <u>(43) 電気工事業</u> |
| (新設) | <u>(44) 管工事業</u> |
| (新設) | <u>(45) 労働者派遣事業</u> |
| (新設) | <u>(46) 建築物飲料水貯水槽清掃業</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <u>(47) 建築物ねずみ・こん虫等防除業</u> |
| (新設) | <u>(48) 給食業務</u> |
| (新設) | <u>(49) 一般日用品雑貨の販売</u> |
| (新設) | <u>(50) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u> |
| (新設) | <u>(51) 介護保険法に基づく介護予防地域密着型サービス事業</u> |
| (新設) | <u>(52) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u> |
| (新設) | <u>(53) 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u> |
| (新設) | <u>(54) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u> |
| (新設) | <u>(55) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業</u> |
| (新設) | <u>(56) 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護事業</u> |
| (新設) | <u>(57) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業</u> |
| (新設) | <u>(58) 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業</u> |
| (新設) | <u>(59) 有料老人ホームの経営</u> |
| (新設) | <u>(60) 障害者及び高齢者等のショートステイ施設の経営</u> |
| (新設) | <u>(61) 日常生活支援総合事業</u> |
| (新設) | <u>(62) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一切の事業</u> |
| (新設) | <u>(63) 車いす、電動ベッド、床ずれ防止マット、身体障害者用寝巻、紙おむつ、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、特殊尿器、移動用リフトのつり具の部品、運動器具、寝具、医療用具、医療用品、医薬部外品等の販売</u> |
| (新設) | <u>(64) 電動ベッド、床ずれ防止マット、車椅子、運動器具、寝巻等の介護用品のリース</u> |
| (新設) | <u>(65) 移動入浴及び病・医院患者の入浴、食事等の介護の受託業務</u> |
| (新設) | <u>(66) 一般廃棄物及び事業系廃棄物の収集運搬業務</u> |
| (新設) | <u>(67) 一般乗用旅客自動車運送事業</u> |
| (新設) | <u>(68) 駐車場の経営</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| (新設) | <u>(69) 蓄電池に関する施設、設備の開発、設置、施工及び販売</u> |
| (新設) | <u>(70) 蓄電池及び蓄電システムの開発、製造、輸出入及び販売</u> |
| (新設) | <u>(71) 発電及び電気の供給、販売</u> |
| (新設) | <u>(72) 不動産の売買、交換、賃貸及び管理</u> |
| (新設) | <u>(73) 各種コンサルティング</u> |
| <u>(16) 前各号に関連又は付帯する一切の業務</u> | <u>(74) 前各号に関連又は付帯する一切の業務</u> |

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふり 氏 がな 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当 社の株式数 |
|---|--|---|----------------|
| 1 | 【再任】 いづみ のぶ ひこ 泉 信 彦 (1966年3月11日) | 1990年4月 株式会社愛媛銀行入行 1997年9月 株式会社ロプロ（現：株式会社日本保証）入社 2007年6月 同社取締役就任 2009年6月 同社常務執行役員就任 2014年11月 株式会社フォーサイド取締役会長就任 2015年6月 アドアーズ株式会社（現：株式会社KeyHolder）社外取締役就任 2017年2月 株式会社横浜フリエスポーツクラブ取締役副会長就任（現任） 2017年4月 株式会社デジタルデザイン（現：Jトラスト株式会社）社外監査役就任 2020年6月 株式会社プロスペクト（現：Jトラスト株式会社）取締役就任 2020年7月 同社専務取締役就任 2020年9月 キーノート株式会社（現：株式会社グローバルス）監査役就任 2020年10月 株式会社プロスペクト（現：Jトラスト株式会社）代表取締役就任 2022年12月 株式会社フォーサイド取締役就任（現任） 2023年2月 Jトラスト株式会社常務取締役就任 2023年2月 Jトラストグローバル証券株式会社取締役就任 2024年5月 当社代表取締役（現任） 2024年5月 株式会社チチカカ（旧株式会社スピックインターナショナル）取締役（現任） 2024年5月 T C A株式会社（旧株式会社チチカカ）取締役（現任） 2024年8月 株式会社ミヤマ取締役（現任） | 一株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>泉氏は、昨年5月に当社代表取締役に就任して以来、新規事業の推進及び既存事業の改革に主体的に取り組んでまいりました。同氏は、これまで複数の企業において取締役及び代表取締役を歴任しており、企業経営に関する豊富な経験を有しております。また、企業再編やM&Aに関する多数の実績を有しており、当社の成長戦略の推進において、引き続き重要な役割を果たしていただけるものと判断しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | ふり 氏 (生年月日) | がな 名 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|--|---|--|------------|
| 2 | 【再任】 【社外】 【独立】 さ こ 追 田 さやか (1986年7月15日) | 2011年4月 同志社大学ライフリスク研究センター 嘱託研究員 (現任) 2016年4月 京都大学薬学研究科 特定助教 2016年4月 日仏財団EHES S A s s o c i a t e R e s e a r c h e r (現任) 2017年4月 同志社大学経済学部 助教 2019年4月 日本学術振興会 京都大学 特別研究員 2021年6月 公益財団法人 中辻創智社 (旧 一般社団法人中辻創智社) 評議員 (現任) 2022年4月 同志社大学経済学部 准教授 (現任) 2023年5月 当社社外取締役 (現任) | 一株 |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 追田氏は、同志社大学准教授として活躍しており、2023年5月に当社社外取締役就任後は、経済学・社会学の学識経験者としての専門的な知識と経験を活かした助言、発言を適宜行っております。同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担って頂くことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。 | | | |
| 3 | 【新任】 すず き まさ ゆき 鈴 木 雅 順 (1982年1月29日) | 2005年10月 日興コーディアル証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社 2022年4月 株式会社z-works代表取締役 2025年4月 同社取締役 (現任) | 一株 |
| 【取締役候補者とした理由】 鈴木氏は、国内大手証券会社において金融・投資に関する専門的な知見を培われた後、コンサルタント業、ライブ配信事業等の運営、アイドル育成事業、蓄電設備の売買・運用事業等に取り組む企業の経営に携わっておられます。異なる分野における事業運営を通じて培われた経験と幅広い視野は、当社における今後の経営の多角化に資するものと考えており、当社の企業価値向上を図っていただけることを期待し、取締役としてのご就任をお願いするものです。 | | | |
| 4 | 【新任】 みつ い こう 三 井 剛 (1970年9月28日) | 1993年4月 シミズ舞台工芸株式会社 (現株式会社シミズオクト) 入社 1999年4月 株式会社アディスマューズ入社 2002年7月 株式会社カーセブンディベロップメント (現株式会社カーセブンデジフィールド) 入社 2006年4月 株式会社パウ・クリエーション (現日本商業施設株式会社) 入社 2009年5月 株式会社ドン・キホーテ (株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス) 入社 2020年6月 日本アセットマーケティング株式会社入社 2020年11月 同社取締役 | 一株 |
| 【取締役候補者とした理由】 三井氏は、商業施設の開発・運営や小売業界など、幅広い分野において豊富な実務経験をお持ちであり、特に流通・小売分野におけるマネジメントや現場運営に深く携わってこられました。また、上場企業において取締役を務めたご経験もあり、当社のアパレル小売事業を取り巻く経営環境において、実務に基づいた知見を活かして、有意義なご助言とご判断をいただけるものと考えております。さらに、今後の事業多角化や新規事業の展開においても、現場に即した視点からの実践的な支援をいただけることを期待し、取締役としてのご就任をお願いするものです。 | | | |

| 候補者 番号 | ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 | 略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当 社の株式数 |
|---|---|---|----------------|
| 5 | 【新任】 【社外】 【独立】 水田崇史 <small>みず たか し</small> (1978年3月10日) | 2002年3月 行政書士 法務事務所 紫法 代表 (現任) 2006年7月 株式会社 筑波リエゾン研究所 特別研究員 2010年9月 株式会社FORTIA 代表取締役 2012年8月 キッズコーポレーション株式会社 執行役 2016年3月 株式会社 アンドウ・ラボ 取締役・支配人 2017年4月 株式会社 エクスオード 取締役 2019年10月 株式会社IM Home x 取締役 (現任) 2024年5月 株式会社 メディステップ 監査役 (現任) | 一株 |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 水田氏は、法務、経営、事業企画等の多岐にわたる分野において豊富な経験を有しており、複数の企業における取締役及び代表としての実績を通じて、経営判断や内部管理体制の構築に関する深い知見を培ってこられました。同氏の多様な分野における経験は、当社が今後推進する新規事業において、広い視野に基づく助言や柔軟な発想により、的確なご支援をいただけることを期待するものであり、社外取締役としてのご就任をお願いするものです。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 迫田さやか氏及び水田崇史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 迫田さやか氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は迫田さやか氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。迫田さやか氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、水田崇史氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約を更新しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は迫田さやか氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、水田崇史氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役高橋博一は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の 株式数 |
|--|--|----------------|
| 【再任】 高橋博一 (1964年10月18日) | 1987年4月 株式会社キャンビン入社 1996年3月 当社入社 1998年3月 当社内部監査室 1999年3月 当社商品部 2016年3月 当社内部監査室長 2017年5月 当社監査役(現任) | 6,200株 |
| 【監査役候補者とした理由】 高橋博一氏は、当社の業務及び内部統制に精通しており、これまでの監査役としての経験を活かして、引き続き監査機能の強化に貢献いただけると判断したため、監査役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約を更新しております。高橋博一氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き被保険者となります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| ふり 氏 (生 年 月 日) | がな 名 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所有する当社の 株 式 数 |
|------------------------------------|--|------------------|
| すず 鈴 木 聖 人 (1974年 7月29日) | 2015年 3月 株式会社チチカカ入社 2017年 5月 同社物流推進部 2019年12月 同社店舗事業部 2023年 5月 同社販売部 2024年 5月 同社生産仕入部 2024年 8月 当社 (旧株式会社シーズメン) 入社 内部監査室長 (現任) | 0株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木聖人氏は、補欠の監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であります。第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約によって填補することとしておりますが、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合を除きます。なお、保険料は当社が全額負担のうえ、1年毎に契約更新しております。鈴木聖人氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第7号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、当社の純資産額にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

515,345,089円

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額515,345,089円の全額を欠損填補に充当する目的で、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年5月24日

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を含むその他資本剰余金515,345,089円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金515,345,089円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金515,345,089円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2025年5月24日

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区亀戸二丁目19番1号

亀戸文化センター

TEL：(03) 5626-2121

案内図



- J R 総武線 亀戸駅北口より徒歩約2分
- 東武鉄道 東武亀戸線

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮ください
すようお願い申し上げます。